

高知大学土佐さきがけプログラムコース実施委員会規則

平成24年3月28日

規則第106号

最終改正 平成25年2月10日規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学土佐さきがけプログラム運営委員会規則（平成23年規則第105号）第8条第2項の規定に基づき、土佐さきがけプログラムコース実施委員会（以下「コース実施委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 コース実施委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) コース長
- (2) コース実施担当者のうち10人以内
- (3) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に補充があった場合には、補充された委員の任期は、他の委員の残任期間に準じるものとする。

(コース長)

第3条 コース長は、土佐さきがけプログラム運営委員会委員長が指名する。

- 2 コース長は、前条第1項第2号に係る委員をコース実施担当者（授業及び運営にかかわる者）のうちから指名する。
- 3 コース長は、前項の委員のうちから副コース長を指名する。

(委員長)

第4条 コース実施委員会に委員長を置き、コース長をもって充てる。

- 2 委員長は、コース実施委員会を招集する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副コース長がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 コース実施委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) コースの企画及び運営に関する事項
- (2) コースの教育課程の編成に関する事項
- (3) コースの授業計画に関する事項

(4) 入学、卒業及び学位等に関する事項

(5) その他実施に関し必要な事項

(議事)

第6条 コース実施委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 コース実施委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 コース実施委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、コース実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月10日規則第68号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。